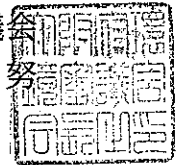


答 申 第 4 9 号
平成 19 年 11 月 30 日

大 阪 府 知 事
太 田 房 江 様

大阪府環境審議会
会長 南



廃自動車認定が困難な場合の処分期間の短縮について（答申）

平成 19 年 11 月 30 日付け産指第 1495 号で諮問のあった標記について、
下記のとおり答申します。

記

大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第八条に規定されている所有者
等が判明しない場合において、廃自動車と認定することが困難なときの処分期
間について、公示の日からの経過期間を「六月」から「三月」に短縮すること
とする改正案を適当と認めます。